

前回審議会からの主な変更点（屋外広告物）

資料 2-1

No	変更箇所	意見・質問		市の考え方(変更内容)
		概要	内容	
1	ガイドライン P12	色彩における白く縁取る方法	P12の色彩の④で「文字を白く縁取る」は、明度差を付けられないときに仕方なくそのようにしてもらおうということなので、推奨したいものではないと考えている。	「明度差をつける、文字を白く縁取るなどすることにより」を「明度差をつけるなど」に改めた。
2	ガイドライン P13	光源に対する安全上の配慮	LEDを使った屋外広告物は光源が強く、掲出する向きによって通行する人の目に入ることもあるので、安全上の配慮をしてもらうための文言が必要である。	共通配慮事項の照明のページにおいて、「①過剰な照明を抑える」の4行目に「光の向き…が適切となるように工夫しましょう」という文言を加えた。
3	ガイドライン P15	屋上広告物の写真と範囲	P15の屋上広告物の写真は建物の上に乗っていないように見えるかどうか。	屋上広告物の中でも適切な事例のもの写真に差し替えた。
4	ガイドライン P16	斜めから見た壁面広告物	壁面広告物で建物の4面あるうち隣り合う2面は、斜めの角度から2面を同時に見たときに内容の重複や位置のずれがあり得るので、そういった視線も意識して広告物を掲出するように誘導できればと思う。	壁面広告物のページの「②集約する」の項目の「1箇所に集約」する旨を「1つの面の1箇所に集約」する旨に改め、1つの面の1箇所に集約できない場合であっても、規則性を意識し、掲出する位置や大きさを整理するように誘導する文言に改めた。
5	ガイドライン P21	車体利用広告物についての記載内容	車体利用広告物は、周囲の運転者の注意を散漫にさせないということだけ伝えればよく、4コマ漫画などのストーリー性のある広告物を控えるべきであることまで書く必要はない。	車体利用広告物のページの「③交通安全に配慮する」から「ストーリー性のある広告（4コマ漫画など）」という具体例を削った。
6	ガイドライン P22	光を発する広告物の誘導と光量	デジタルサイネージの後ろにある信号機が見えにくくならないための文言を加えたい。また広告物の発する光量がどの程度まで認められるのかといった数値の基準を記載すると屋外広告物業者にとってわかりやすいと思われる。	映像装置付き広告物（デジタルサイネージ）等ページにおいて、「①閑静な場所や交通の妨げとなる場所等への掲出を控える」の4行目に信号機の視認への影響を控える旨記載して、イラストを追加した。また、同ページの「③明るさや動きを控える」の5行目に「（夜間は800cd/m ² 以下を目安とする）」という文言を加えた。
7	ガイドライン P25～32	イラストの表現内容等	イラストの「○と×」の表示について、分かりやすい一方で、○が本当に良い事例なのか、工夫の仕方や表現方法にもっと適切なものはないか検討されたい。イラストに解説があると誘導したい内容がよりわかりやすいと思われる。	よりよい誘導ができるようにイラスト内容は、精査して差し替えた。また、○及び×のイラストそれぞれの解説を追加した。
8	ガイドライン P38	車体利用広告物の申請	適用除外の項目(11)に「車両、船舶、航空機等に掲出するもの」とかかかれているが、ラッピング車両は申請不要ということによいか。	車体利用広告物は原則としては申請不要であるが、電車、路線バス、広告宣伝用自動車については許可申請が必要であるため「※」を追加し、表の枠外に備考を追加した。

前回審議会からの主な変更点（屋外広告物）

No	変更箇所	意見・質問		市の考え方(変更内容)
		概要	内容	
12	ガイドライン P56	安全点検実施者の資格等	安全点検実施者の資格について、点検技能講習を受ければ、屋外広告士等の資格がない者であっても点検を実施することができることになる。安全点検を有資格者に限定する予定はあるか。また、ネオン工事に係る資格者は、広告物の安全点検についての知識がないと思われるので、この者については点検技能講習会の受講を条件にしているかどうか。	<p>安全点検実施者の資格について見直しを行った。見直しにおいては「広告物全般に関する知識」と「実務経験」という観点から適正を総合的に判定した。その結果として、ネオン工事に係る資格者は「広告物全般に関する知識」が不足するため外し、新たに、広告美術仕上げ技能検定合格者を加えた。なお、点検技能講習修了者（1級）は、受講資格として屋外広告物に関する一定の工事経験が必要であり、屋外広告物の点検実務等に関する講習を受講することで知識も十分にあると判断した。</p> <p>また、安全点検の対象について見直しを行った。これまで高さ（広告物の縦幅）が4メートルを超える広告物又は掲出物件を有資格者による点検の報告義務の対象とされていたが、高い位置に掲出される一定規模以上の表示面積を有する広告物の危険性が高いため、「地上から当該広告物等の上端までの距離が4メートルを超えるもの」、かつ、「表示面積が3平方メートル以上のもの」を当該対象とした。</p>
13	景観計画 9章	市民・事業者の参加による協議の場	景観計画9章の現行計画の1ページ目の最後の段落の「市民・事業者の参加による協議の場を設け」は、変更後の案からはなくなっているが、このような参加は大切なことだと思うので残した方がいいと思う。先斗町や神戸市の岡本などでそのような協議の場が積極的に利用されているので参考にしているかどうか。	景観計画9章の「2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針」に「また、市民・事業者による地域独自のルールづくりを推奨し、地域の特性を活かした広告景観の維持・増進を目指します。」の文言を加えた。